

令和 7 年度
一般廃棄物（ごみ）処理実施計画書

【令和 7 年 4 月】

南但広域行政事務組合

令和 7 年度 一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

1 基本的事項

- (1) 計画区域 南但地域(養父市、朝来市の全域)
- (2) 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 ごみ処理実施計画

本実施計画は、南但広域行政事務組合（以下「組合」という。）が令和 3 年 3 月に改定した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、南但地域における一般廃棄物の適正処理を確保し、ごみの減量化及び資源化を図るものである。

3 処理主体

- (1) 収集運搬：組合
- (2) 中間処理：組合
- (3) 最終処分：朝来市

4 一般廃棄物の排出抑制及び資源化等の促進の方策

(1) SDGs の目標達成に向けた意識啓発

- ①家庭や事業所においてリデュース（廃棄物の発生抑制）やリユース（再使用）への取り組みが進むよう、広報紙及びホームページ等を活用した啓発・情報提供を実施する。
- ②事業系ごみの適正な排出及び処理が徹底されるよう、事業者等への助言・指導を実施する。
- ③ごみの正しい分別や出し方、ごみ処理の現状について理解を促すことを目的とした両市の小学生や市民等を対象とした南但ごみ処理施設見学を受け入れる。

(2) 適正かつ循環型社会の構築に寄与する処理の実施

- ①効率的な収集・運搬体制の確立、ごみステーションの適切な配置と管理を推進する。
- ②南但ごみ処理施設の適切な管理・運用を実施する。
- ③周辺地区との公害防止協定等を誠実に履行し、安心・安全の確保を図るため、排ガス中のダイオキシン類の測定結果を適宜公表するなど、適正な情報提供を継続して実施する。
- ④搬入された不燃ごみ等について、資源化が可能なものを適切に処理することで、リサイクル率の向上に努める。
- ⑤ごみの資源化と最終処分場の延命化を図るため、資源化業者を活用し、焼却灰・ばいじんのセメント原料化を実施する。
- ⑥「家庭ごみの分別とリサイクルの手引き」、「ごみ収集カレンダー」を配付することにより、ごみの分別の徹底を図り、ごみの減量化及び資源化を推進する。
- ⑦集団回収による衣類・布類の資源化を推進する。また、南但ごみ処理施設に搬入されるふとん、木材及び小型家電を含む不燃ごみの資源化を実施する。

(3) 環境への配慮

- ①「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）」に基づき、現在燃やすごみの分別区分としているプラスチック製容器包装以外のプラスチック製品の分別収集を令和 7 年 10 月から実施する。
- ②住民や事業所等が実施する環境美化活動や清掃活動で発生した廃棄物の適正な処理・処分を実施する。

(4) 地域と連携した不法投棄対策及び災害廃棄物対策

- ①不法投棄防止に関する啓発活動、取締り体制・監視活動の強化に努めるとともに、不法投棄物の適正処理を実施する。
- ②平時から災害を意識した訓練に務め、災害時には関係機関と連携を図り、災害廃棄物の適正処理を実施する。

5 ごみの目標排出量

(単位：t/年)

	区分	対象となるもの	目標排出量
1	燃やすごみ	生ごみ、プラスチック製品、ゴム製品、革製品、紙くず、木片、衣類等	11,521
2	不燃ごみ	金属類、ガラス類、陶磁器類等	519
3	危険ごみ	スプレー缶・カセットボンベ類、石油ストーブ・ファンヒータ、使い捨てライター類、乾電池、水銀使用製品、蛍光管	50
4	大型ごみ	マットレス、ベッド、ソファ、マッサージチェア、家具類、ふとん、カーペット、自転車、ロープ等	16
5	資源ごみ	かん類	53
6		びん類	316
7		ペットボトル	79
8		プラスチック類	285
9		紙製容器包装	172
10		新聞類	277
11		雑誌類	
12		ダンボール	
13	不燃ごみ	土砂・瓦等（朝来市直接搬入分）	222

※一般廃棄物（ごみ）処理基本計画及び令和5年度実績より

6 収集運搬

(1) 収集運搬体制

燃やすごみ、不燃ごみ、かん類は民間委託とし、10ブロックに区分し、4業者に5ヵ年の業務委託とする。その他の分別区分のごみは直営により収集運搬を行う。

なお、朝来市生野町黒川、白口及び和田山町朝日の全てのごみは民間委託とする。

(2) 収集運搬するごみの分別区分及び排出方法等

ごみ収集カレンダーにおける分別区分は、次表の12分類とする。ただし、分別収集においては、次表の21品目別に分別して排出する。

分別区分（12分類 21品目）		収集頻度	手数料納付	排出方法
1	① 燃やすごみ	2回/週	燃やすごみ指定袋	燃やすごみ指定袋に入れて排出
2	② 不燃ごみ	1回/月	無料	かごにバラで排出 指定場所に整理集積

3	危険ごみ		③スプレー缶・ カセットボンベ類		1回／月	無料	かごにバラで排出
			④石油ストーブ・ ファンヒータ				指定場所に整理集積
			⑤使い捨てライター類				透明の袋に入れてか ごに排出
			⑥乾電池 (単1～4、各種電池)				透明の袋に入れてか ごに排出
			⑦水銀使用製品（水銀体温 計、水銀血圧計、水銀温度 計など）				透明の袋に入れてか ごに排出
			⑧蛍光管				かごにバラで排出
4	大型ごみ		⑨計画収集 (指定の集積場所)		1回／ 3ヶ月	大型ごみ 指定シール	指定場所に整理集積
			⑩戸別収集 (各戸の屋外場所)		1回／月	現金納付	申込時の指定場所
5	資源ごみ	⑪かん類（アルミ缶、スチール缶） ※容量が1ℓ以下の物		1回／月	無料	かごにバラで排出	
6		びん 類	⑫無色透明びん	1回／月	無料	かごにバラで排出	
			⑬茶色びん			かごにバラで排出	
			⑭その他の色のびん			かごにバラで排出	
7		⑮ペットボトル		2回／月	無料	折り畳みボックスに バラで排出	
8		プ ラ ス チ ッ ク 類	⑯プラスチック製容器包装 (発砲スチロール製食品ト レイを含む)	1回／週	無料	折り畳みボックスに バラで排出	
			⑰プラスチック製品				
9		⑱紙製容器包装（紙パックを含む）		1回／週	無料	折り畳みボックスに バラで排出	
10		⑲新聞類		1回／月	無料	ひもで十文字にくく って排出	
11		⑳雑誌類（雑誌、雑がみ、その他 古紙を含む）			無料	ひもで十文字にくく って排出	
12	㉑ダンボール		無料		ひもで十文字にくく って排出		

※組合が収集しないもの

- ① 人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れのあるもの
- ② 爆発、火災その他危険性のあるもの
- ③ 毒性があるもの
- ④ 感染性があるもの
- ⑤ 著しく悪臭を発するもの
- ⑥ 処理施設の破砕処理能力を超えるもの
- ⑦ 前各号に定める物のほか組合が行う処理に関し著しい支障を及ぼすものとして管理者が別に定めるもの

(3) 収集日

家庭系ごみを収集する日は、年2回ごみ収集カレンダーを作成し、全戸配布及び組合ホームページにおいて周知する。

(4) ごみの収集運搬方法及び排出禁止物

① 収集運搬方法・搬入方法

家庭系ごみは、(2)の収集運搬するごみの分別区分により、組合が計画的に収集し、南但クリーンセンターへ搬入する。引っ越し等一時的に多量に発生するごみ、容量・重量等により収集が困難なごみは、南但クリーンセンターへ直接搬入するか、組合が許可する一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を依頼することとする。

② 排出禁止物

組合が収集するごみステーションには、(2)の組合が収集しない物を排出してはならない。

(5) 一般廃棄物収集運搬許可業者による収集運搬

事業者に対して排出の抑制を求めるとともに、事業者の責務による適正な処理を促すため、事業系ごみは事業者自らが南但クリーンセンターに直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を依頼することとし、組合は収集運搬を行わない。

また、引っ越しや家財整理等で一時的に発生した多量のごみの収集運搬は、組合は行わないため、排出者又は、一般廃棄物収集運搬許可業者が南但クリーンセンターに直接搬入する。

一般廃棄物収集運搬業の許可については、組合が行うが、次の理由により当面の間、新規受付を行わないこととする。

【新規受付を行わない理由】

- ・資源化等によりごみの減少が見込まれるなか、既存許可業者の収集運搬能力において十分な処理能力があるため。
- ・一般廃棄物の適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう、業の許可の運用を行うことが重要であるとの通知等を踏まえたため。

(6) 資源物の所有権

ごみステーションに出された資源物の所有権は組合に帰属するため、資源物を持ち去った者に資源物の返還を求める。

7 中間処理

収集運搬及び直接搬入したごみは、次のとおり処理を行う。

(1) 施設名 南但クリーンセンター

① 高効率原燃料回収施設

- イ バイオマス設備 36 t / 日 × 1 系列 前処理設備入り口にて
ロ 熱回収設備 43 t / 日 × 1 系列 (24 時間連続運転)

② リサイクルセンター、ストックヤード

- イ リサイクルセンター 17 t / 日 (5 時間運転)
不燃ごみ：手選別、破碎処理、機械選別
かん類：機械選別、圧縮処理
プラスチック類：手選別、圧縮梱包処理
ペットボトル：手選別、圧縮梱包処理
ロ スtockヤード 5 t / 日
蛍光管：蛍光管破碎機にて破碎処理、一時貯留
乾電池：一時貯留
スプレー缶・カセットボンベ類：スプレー缶処理機等にて処理
びん類：無色透明・茶色・その他の色ごとに一時貯留
古紙類：新聞類・雑誌類・ダンボールごとに一時貯留
紙製容器包装：一時貯留
ペットボトル圧縮梱包製品：一時貯留
破碎アルミ：一時貯留
破碎鉄：一時貯留

(2) 運転管理体制

- ① 高効率原燃料回収施設：民間委託 (令和 3 年度～令和 7 年度)
② リサイクルセンター・ストックヤード：組合

(3) 中間処理量の見込

(単位：t)

種類及び区分等	中間処理方法等	処理量 /年	処理 主体	備考
燃やすごみ	バイオガス化处理	5,697	組合	ガスエンジン発電機にて 発電し売電
	焼却処理	10,204	組合	焼却灰、ばいじんは県内 のセメント工場にてセメ ント原料化
不燃ごみ	手選別→破碎処理→機械選別後 可燃物→焼却処理 不燃物→埋立処分	519	組合	破碎後にアルミ、鉄、可 燃物、不燃物に機械選別 アルミ、鉄は資源化
危険ごみ	スプレー缶・カセットボンベ類 →破碎処理 石油ストーブ・ファンヒータ →破碎処理 蛍光管→破碎処理後一時貯留 乾電池、水銀使用製品→一時貯留	50	組合	蛍光管、乾電池、水銀使 用製品は専門の処理業者 にて処理、資源化

		使い捨てライター類→焼却処理			
	大型ごみ	可燃性大型ごみ→切断後焼却処理 不燃性大型ごみ →破碎処理→機械選別後 可燃物→焼却処理 不燃物→埋立処分	16	組合	破碎後にアルミ、鉄、可燃物、不燃物に機械選別 アルミ、鉄は資源化
資源ごみ	かん類	機械選別→圧縮処理	53	組合	アルミと鉄に機械選別後 資源化
	びん類	一時貯留	316	組合	無色透明、茶色、その他の色ごとに分類し保管後 資源化
	ペットボトル	手選別→圧縮梱包処理	79	組合	資源化
	プラスチック類	手選別→圧縮梱包処理	285	組合	資源化
	紙製容器包装	一時貯留	172	組合	資源化
	新聞類	一時貯留	277	組合	資源化
	雑誌類	一時貯留		組合	資源化
	ダンボール	一時貯留		組合	資源化

※一般廃棄物（ごみ）処理基本計画及び令和5年度実績より

※南但クリーンセンターで処理できないもの

- ① 人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れのあるもの
- ② 爆発、火災その他危険性のあるもの
- ③ 毒性があるもの
- ④ 感染性があるもの
- ⑤ 著しく悪臭を発するもの
- ⑥ 処理施設の破碎処理能力を超えるもの
- ⑦ 前各号に定める物のほか組合が行う処理に関し著しい支障を及ぼすものとして管理者が別に定めるもの

(4) 一般廃棄物処分業の許可については、養父市、朝来市がそれぞれ行う。

8 危険物・処理困難物対策

- (1) 6(2)組合が収集しないもの及び7(3)南但クリーンセンターで処理できないものについては、購入店に引き取ってもらうか、専門の処理業者に依頼し、適正に処理する。
- (2) 特定家庭用機器一般廃棄物（エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、小売業者に引き取りを依頼する等、製造業者等が適正に再商品化できるようにする。
- (3) 使用済みパソコンは次により行うものとする。
 - ① 資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、回収するメーカーがある場合は「メーカー」に、回収するメーカーがない場合は「一般社団法人パソコン3R推進協会」に回収を依頼し、再資源化する。
 - ② 小型家電リサイクル法に基づきパソコンの回収を行なっている家電量販店等へ回収を依

頼する。

9 最終処分

組合で処理した後の破碎不燃残渣及び朝来市クリーンセンター山東事業所に直接搬入された不燃ごみの最終処分については、次のとおり埋立処分を行う。

① 朝来市一般廃棄物管理型最終処分場

イ 埋立地容量：72,600 m³

ロ 残余容量：37,100 m³（令和3年11月測量）

② 朝来市一般廃棄物安定型最終処分場

イ 埋立地容量：50,000 m³

ロ 残余容量：21,774 m³（令和3年11月測量）

- (1) 朝来市クリーンセンター山東事業所内の最終処分場の管理運営は、朝来市が行う。
- (2) 閉鎖した琴引クリーンセンター内の浸出水の管理は、養父市が行う。
- (3) 最終処分量の見込み量は次のとおりとする。

（単位：t）

種類及び区分等	処理量/年
破碎不燃残渣（組合の施設で処理したもの）	319
不燃ごみ（土砂・瓦等（朝来市直接搬入分）	222

※一般廃棄物（ごみ）処理基本計画及び令和5年度実績より

10 処理施設の測定・分析計画

ごみ処理施設を運転するには、法令等に基づき、多くの測定・分析が必要である。南但クリーンセンターにおいても、法令等に基づいた測定・分析を実施するものとする。ダイオキシン類については、周辺地区との公害防止協定等に基づき実施する。

(1) 南但クリーンセンター 施設内環境測定業務

①ダイオキシン類排出実態調査

測定対象	測定頻度	自主規制基準	備 考
排ガス	4回／年	0.05ng-TEQ/N m ³	乾きガス、酸素濃度 12%換算値
焼却灰	2回／年	3ng-TEQ/g	含有量試験
飛灰	2回／年	3ng-TEQ/g	含有量試験

②排ガス濃度測定（焼却施設）

測定項目	測定頻度	自主規制基準	備 考
ばいじん	2 回／年	0. 04g/m ³ N	乾きガス、酸素濃度 12%換算値
塩化水素		200 PPM	
硫黄酸化物		600 PPM	
窒素酸化物		150 PPM	
ガス状水銀	3 回／年	50 μ g/m ³ (ガス状・粒子状合算)	
粒子状水銀			

③排ガス濃度測定（ガス発電機1号機・2号機）

測定項目	測定頻度	自主規制基準	備 考
窒素酸化物	2回／年	150 PPM	乾きガス、酸素濃度 12%換算値

④騒音（敷地境界）

測定項目	測定頻度	自主規制基準(第2種区域)	備考
騒音レベル	1回／年 (時間帯ごとに測定)	50 デシベル	朝 (6:00～8:00)
		60 デシベル	昼間 (8:00～18:00)
		50 デシベル	夕 (18:00～22:00)
		45 デシベル	夜間 (22:00 ～ 6:00)

⑤振動（敷地境界）

測定項目	測定頻度	自主規制基準(第1種区域)	備考
振動レベル	1回／年 (時間帯ごとに測定)	60 デシベル	昼間 (8:00～19:00)
		55 デシベル	夜間 (19:00～8:00)

⑥悪臭（敷地境界）

測定項目	測定頻度	規制基準(順応地域)	備考
アンモニア	1回／年	5 PPM	
メチルメルカプタン		0.01 PPM	
硫化水素		0.2 PPM	
硫化メチル		0.2 PPM	
二硫化メチル		0.1 PPM	
トリチメルアミン		0.07 PPM	
アセトアルデヒド		0.5 PPM	
プロピオンアルデヒド		0.5 PPM	
ノルマルブチルアルデヒド		0.08 PPM	
イソブチルアルデヒド		0.2 PPM	
ノルマルバレルアルデヒド		0.05 PPM	
イソバレルアルデヒド		0.01 PPM	
イソブタノール		20 PPM	
酢酸エチル		20 PPM	
メチルイソブチルケント		6 PPM	
トルエン		60 PPM	
スチレン		2 PPM	
キシレン		5 PPM	
プロピオン酸		0.2 PPM	
ノルマル酢酸		0.006 PPM	
ノルマル吉草酸		0.004 PPM	
イソ吉草酸		0.01 PPM	
臭気指数	1回／年	10	自主規制値
臭気強度		2.5	自主規制値

⑦ごみ組成測定

※測定 1 回あたり受け入れごみピット及び熱回収用ごみピットの 2 検体をサンプリング

測定項目	測定頻度 (検体数)	備 考
ごみ組成	4 回／年 (12 検体)	紙・布類、ビニール・合成樹脂類、木・竹・わら類、ちゅうかい類、不燃物類、その他（6 成分）
単位容積重量		
3 成分		水分、灰分、可燃分
低位発熱量		計算値、実測値

⑧焼却灰、飛灰測定（セメント原料化）

測定項目	測定頻度	備 考
水銀またはその化合物	1 回／年	溶出試験
カドミウムまたはその化合物		
鉛またはその化合物		
六価クロム化合物		
砒素またはその化合物		
シアン化合物		
セレン及びその化合物		

⑨焼却灰測定（熱灼減量）

測定項目	測定頻度	自主規制基準	備 考
熱灼減量	1 回／1 ヶ月	5 %	水分、大型不燃物の割合含む

⑩作業環境測定

測定項目	測定頻度	備 考
作業環境	2 回／年	炉室 1・2 階（A 測定 20 点 B 測定 1 点）×2 回/年 地下 1 階（A 測定 10 点 B 測定 1 点）×2 回/年 2 回目の測定は総粉塵濃度の測定のみとし、ダイオキシン類濃度の算出にあたっては 1 回目の測定結果より算出すること。

(2) 南但クリーンセンター 周辺環境調査業務

①大気質

- イ 調査地点：④の調査地点一覧のとおり
- ロ 調査回数：年 2 回（1 週間）
- ハ 調査項目：ダイオキシン類、二酸化硫黄、二酸化窒素、塩化水素、浮遊粒子状物質

②土壌

- イ 調査地点：④の調査地点一覧のとおり
- ロ 調査回数：年 2 回
- ハ 調査項目：ダイオキシン類

③水質

- イ 調査地点：④の調査地点一覧のとおり
- ロ 調査回数：年 1 回

ハ 調査項目：

ダイオキシン類

環境項目 27 種類

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

④調査地点一覧

イ 大気質 4 地点

番号	市名	地区名	行政区名	調査地点
1	朝来市	糸井地区	林垣区	旧林垣水源地
2	朝来市	大蔵地区	高瀬区	旧デイサービスセンターかしのき園
3	養父市	養父地区	堀畑区	堀畑浄水場
4	養父市	養父地区	大塚区	大塚コミュニティセンター

ロ 土壌 12 地点

番号	市名	地区名	行政区	調査地点
1	朝来市	糸井地区	林垣区	旧林垣水源地
2	朝来市	糸井地区	秋葉台区	秋葉台中央公園
3	朝来市	糸井地区	緑ヶ丘区	緑ヶ丘公園
4	朝来市	糸井地区	寺内区	朝来市立糸井こども園
5	朝来市	糸井地区	高生田区	朝来市立糸井小学校
6	朝来市	大蔵地区	高瀬区	和田山町宮田字下河原 78
7	朝来市	大蔵地区	宮田区	和田山町宮田字下前田 436-1
8	朝来市	大蔵地区	高田区	和田山町高田字三昧新田 516-1
9	養父市	養父地区	堀畑区	堀畑浄水場付近
10	養父市	養父地区	養父市場区	河川公園
11	養父市	養父地区	大塚区	大塚 50-1
12	朝来市	—	—	南但クリーンセンター地内

ハ 水質 1 地点

番号	市名	地区名	行政区名	調査地点
1	朝来市	—	—	南但クリーンセンター地内谷川の円山川合流地点